笙 1 同	生活保護制度に関する国と地方の実務者協議
77 I 🖺	工作体度間反に関する国と地力が大物化 励賊

平成29年2月3日

資料 1

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の開催について(案) 平成29年2月3日

1. 開催の趣旨

生活保護制度の見直しに当たっては、平成23年の「生活保護制度に関する国と地方の協議」において、就労支援の推進や不正受給対策の強化等について議論し、 平成25年の生活保護法改正等で措置を講じたところである。

その改正法の附則において、施行後5年を目途とした見直し規定が置かれるとともに、経済・財政再生計画改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)においても、「2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、今般、制度の更なる見直しについて検討を進める必要がある。

これらを踏まえ、今回の見直しの検討に当たり、「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催することとする。

2. 構成員

当会合の構成は次のとおりとする。

全国知事会推薦生活保護担当課長等 2名 全国市長会推薦生活保護担当課長等 2名 指定都市市長会推薦生活保護担当課長等 2名 全国町村会推薦生活保護担当課長等 2名 厚生労働省社会・援護局保護課長他、関係課室長

3. その他

- (1) 当会合の庶務は、厚生労働省社会・援護局において処理する。
- (2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。